

## 大規模災害発生時の廃棄物対策に関する調査について

今年度の調査は、昨年度実施した調査（基本情報）の更新・補完調査及び追加調査の2種類があります。

後日、環境省本省が実施する調査に合わせて依頼を行いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### (1)昨年度の更新・補完調査

今年度は、以下の4種類の内容を、昨年度の更新・補完調査として実施します。

後日、府県担当者宛に、調査票を添付したメールを配信しますので、各調査対象者への配信をお願い致します。

回答に際し、昨年度回答いただいた内容から変更がない場合は、回答を必要としないので、その旨を記入いただく箇所を調査票に設けます。また、更新いただく際は、朱書きで追記、見え消し線で削除いただき（実際には削除しない）、修正した形跡が分かるように作業願います。

#### ア 災害発生時の廃棄物仮置場の候補予定地に関する調査：二府四県及び二府四県内の全市町村が対象

昨年度回答いただいた廃棄物仮置場の候補地等に関する調査と同様の調査票をメール（電子データ）にて配信しますので、回答をお願いします。

#### イ 消防法上の危険物取扱施設及び石綿（アスベスト）含有建築物に関する情報開示可否等に関する調査：二府四県及び二府四県内の全市町村が対象

昨年度回答いただいた消防法上の危険物取扱施設及び石綿（アスベスト）含有建築物に関する調査と同様の調査票をメール（電子データ）にて配信しますので、回答をお願いします。

#### ウ し尿処理関連資材・機材等の調査：二府四県並びに二府四県内の市町村及び一部事務組合が対象

昨年度回答いただいたし尿処理関連資材・機材等に関する調査と同様の調査票をメール（電子データ）にて配信しますので、回答をお願いします。

#### エ 災害廃棄物処理に係る研修・訓練の実施状況調査：二府四県並びに二府四県内の市町村及び一部事務組合が対象

昨年度回答いただいた災害廃棄物処理に係る研修・訓練の実施状況に関する調査と同様の調査票をメール（電子データ）にて配信しますので、回答をお願いします。

## (2)追加調査、実施方法を変更する調査

今年度は、以下の2種類の内容を、追加調査として実施します。

### ア 災害廃棄物処理を行う可能性のある施設（産廃処理事業者）：二府四県及び廃掃法政令市、並びに各府県産廃協会が対象

平成27年度に近畿ブロックの各府県及び廃掃法上政令市を通じて調査を実施しましたが、各自治体によって協力いただける可能性のある産廃事業者に関する考え方が異なっており、集計が困難でした。このため、改めて、近畿ブロック内で災害廃棄物処理（中間処理・再資源化・最終処分）を依頼できる可能性のある民間事業者の考え方を再整理し、リスト化を図ります。

#### 《調査対象とする情報（予定）》

事業者名、所在地、代表電話番号、施設ごとの処理対象廃棄物、処理能力、所有重機、所有運搬車両等

以下2つの方法での整理を想定しています。後日、直接依頼のメールをさせていただきます。

#### (7)二府四県及び廃掃法政令市からの情報提供に基づく整理

各自治体の産業廃棄物の許可業者（中間施設・最終処分場・収集運搬）のリストを提供ください。またその際、可能な範囲で、上記の「リストに掲載する情報」もあわせて提供ください。

その後、事務局で必要事項を整理し、直接事業者へのアンケート調査等を実施します。

#### (4)各府県産廃協会からの情報提供に基づく整理

各府県産廃協会会員業者（中間施設・最終処分場・収集運搬）に対して、各協会の協力を頂きながら、事業者へのアンケート調査等を実施します。

### イ 災害時に活用可能な資機材(府県、市町村、一部事務組合による備蓄分以外)：近畿ブロックあるいはその周辺の地域に所在する主要なレンタル事業者

災害廃棄物の処理を実施するうえで、特に重要な資機材（簡易トイレ、バキューム車、パワーショベル等）について、実際に災害が発生した場合の、確保可能性、活用可能性などについて整理します。

調査対象は、近畿ブロック内の府県・市町村の災害時応援協定締結先等から事務局で3社程度を選定し、ヒアリング調査を実施します。

#### 《把握する情報（予定）》

- 保有している資機材の種類
- 保有している各資機材の保有場所と保有場所別の数量
- 保有している各資機材の平常時の使用頻度
- 保有している各資機材の今後の維持管理予定（保有数の増減の見込み、保有場所の分散・集約の見込み）
- 保有している各資機材の災害廃棄物処理への利用可能性（課題、障壁等）
- 保有している各資機材の災害廃棄物処理への利用に際しての要望等

## 【参考】

### (3)環境省本省が実施するアンケート調査をもとに整理するもの

---

環境省本省では、「一般廃棄物処理事業実態調査（処理状況調査及び施設整備状況調査）」「災害廃棄物処理対策取組状況調査」を毎年秋に調査表を送付して、結果をとりまとめています。

今後、調査事項の重複を避けるため、調整を行います。

#### ア 災害廃棄物処理を行う可能性のある施設（市町村又は一部事務組合が所有する一廃処理施設）：二府四県の市町村及び一部事務組合が対象

平成 27 年度に、「一廃廃棄物処理実態調査（平成 25 年度）」を基に、二府四県の市町村及び一部事務組合へ照会をかけて災害廃棄物処理施設のリストを作成し、その内容について昨年度更新等がないかの確認を行わせていただきました。

今年度は、環境省本省が実施するアンケート調査で替えることとし、本ブロック協議会での調査は実施しない想定です。

#### イ 廃棄物事業者団体等との協定に関する調査：二府四県並びに二府四県内の市町村及び一部事務組合が対象

協議会構成員のみを対象とした調査をこれまで実施して参りました。

今年度は、環境省本省が実施するアンケート調査で替えることとし、本ブロック協議会での調査は実施しない想定です。

#### ウ 災害廃棄物処理を行う可能性のある施設（民間（公共関与を含む）の一廃処理施設）：二府四県内の市町村が対象

近畿ブロック内で災害廃棄物処理を依頼できる可能性のある民間事業者のリスト化を図ります。

市町村又は一部事務組合が所有する一廃処理施設についてはこれまでも調査を実施して参りましたが、民間事業者が所有する施設については把握しておりませんでした。

今年度環境省本省の調査で対象となる可能性があるため、本省での調査の実施予定との整合を図りつつ、本ブロック協議会での調査実施の適否を検討します。

本ブロック協議会で調査を行うことになった場合は、で把握する各自治体の一般廃棄物処理・処分の許可業者について、昨年度実施した「災害廃棄物処理を行う可能性のある施設（市町村又は一部事務組合が所有する一廃処理施設）」のアンケート調査と同様の内容を把握することを想定しております。

以 上